

(様式第2号)

会 議 録

令和4年10月27日作成

| | | | |
|------------------------------|---|-------------------------------|---------|
| 会 議 の 名 称 | 令和4年度第3回 島本町情報公開・個人情報保護運営審議会 | | |
| 会 議 の 開 催 日 時 | 令和4年10月26日(水) 10時～10時45分 | | |
| 会 議 の 開 催 場 所 | 役場地階 第四会議室 | | |
| 公 開 の 可 否 | <input checked="" type="checkbox"/> 可 | ・一部不可・不可 | 傍聴者数 0名 |
| 非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合) | | | |
| 出 席 者 | 委 員 | 有澤委員、西崎委員、福島委員、淵本委員、小西委員、濱口委員 | |
| | 事 務 局 | 吉川次長、馬場田課長、浅田参事、大谷係長、三浦主査 | |
| 会 議 の 議 題 | 1. 島本町個人情報保護制度の見直しについて | | |
| 決 定 事 項 等 | - | | |
| 審 議 等 の 内 容 | 別紙のとおり | | |
| 配 布 資 料 | ・【資料1】島本町個人情報保護法施行条例(案)に関するパブリックコメント結果(案) ・【資料2】島本町個人情報保護制度の見直しについて(答申)(案) ・【資料3】新条例の題名について | | |

令和4年度第3回島本町情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

日 時 令和4年10月26日（水）10時00分～10時45分
場 所 役場地階 第四会議室
出席委員 有澤会長、西崎職務代理者、福島委員、湊本委員、小西委員、
濱口委員
欠席委員 東田委員
事務局 吉川総合政策部次長、馬場田政策企画課長、浅田政策企画課参事、
大谷政策企画課係長、三浦政策企画課主査

会長あいさつ、出席委員数及び会議の成立確認

案 件

1. 島本町個人情報保護制度の見直しについて

～事務局説明～

委 員：答申案について、懇切丁寧に町の考え方が示されており、その内容についてもその通りであると思う。また、できることやできないことをはっきり示されており、全体的に問題はないと思う。

番号1～3番の基本理念については、改正法における基本理念の規定やルールを考えると町条例に規定する意味がないため、条例案のとおり規定しないままで良いと考える。

また、14番の事務登録簿の作成については、作成しないことによって住民に不利益を被るものとは思えない。事務の膨大さを勘案すると必要ないものと思う。

委 員：私も基本理念については規定する必要はないものとする。

個人情報保護ということとは重要なことであるものの活用することも考えていくべきである。パブリックコメントの意見を見ると保護することに重点を置いているように思われる。決して悪いことではないが、活用についても視野に入れていくべきであるとする。

ファイル簿について、本人数に限らず作成することは、理想ではあるが、そこまではする必要はないと思う。

各担当部局において、個人情報の保護は、重要であることは理解しているものと思う。しかしながら、常に個人情報保護の業務を行っているわけではないため、抜けることもあると思う。統一的に事務が行われるよう、内部の研修等はきっちり行っていただき

たい。

委員：基本理念について、改正法は全国統一の制度となることから、本町だけが、他とかけ離れた理念を条例に規定するのはおかしいため、規定の必要はないと考える。

7～9番について、条例への規定にかかるご意見に対する町の考え方について、できることはできる、できないことはできないとはっきり示されており良いと思っている。

会長：私もパブリックコメントについては、町の考え方がしっかり示されており良いと思う。

先ほど他の委員から意見があった内部の研修については、事務局がしっかり内部の周知を行ってくれると思う。

各委員の意見に異論はない。

委員：パブリックコメントについて、意見の欄に誤字等が多々見受けられるが、これで良いのか。

事務局：パブリックコメントの結果については、原則原文のまま記載している。特定の人物等に対する誹謗中傷などがある場合には、事務局で修正することもあるが今回はそのような意見はない。

事務局：本日各委員からいただいた、基本理念やファイル簿等のご意見について答申案に記載するかどうかどうにかについて、議論いただきたい。

委員：議論の内容は答申に記載するべきである。本審議会として、いただいたご意見に対し真摯に受け止め議論し、審議会の意見として記載するべきだと考える。

会長：基本理念については、法律に規定があるので条例に記載する必要はないということを記載しても良いと思う。

委員：答申は、町長からの諮問に対し審議会として町長に意見するものであるため、記載についてはどちらでも良いと思うが、答申については、開示請求に対して開示するものか。直接的に公表するものか。

事務局：会議終了後に答申をいただいて、要点録とともにHPで公表を行うものである。

会長：考え方としては、資料1の内容で良いと思う。答申に記載する方向で良いと考える。

事務局：今回いただいたご意見等を反映させた答申案について、会長と相談し精査したものを改めて各委員にご確認いただく方向で進めさせていただきます。

委員：条例の題名について、町の条例はたくさんあると思うが、条例制定の際に法律の名称を入れる時にパターン等はあるのか。

事務局：明確なルールはないが、例規集を見たところ、正式名称を記載している題名が多いと思われる。

委員：正式名称を記載する方がわかりやすいのではないか。

会長：条例の題名中の法律名については正式名称を記載することとして良いか。

委員：資料3でいうと、案1が良いと考える。

会長：題名について資料3の案1で決定したいと思う。

事務局：今後のスケジュールについて、答申をいただいた後に、12月議会に上程させていただく。

3回の会議で委員のみなさまから非常に参考になるご意見をいただき、改めて感謝申しあげる。事務局からは以上。

会長：その他、ご意見等なければ審議会を終了する。